

学校関係者評価委員会設置要項

大阪市立敷津小学校

1. 目的

この要項は、大阪市立学校管理規則第4条の3に基づき、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善を促進するために保護者や地域住民などで構成される学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」）を置くにあたり必要な事項を定めるものである。

2. 評価委員会の役割

評価委員会は、学校の自己評価結果及び今後の改善方策、重点目標や評価項目のあり方等について評価する。

3. 評価委員の人数・人選・解職・補充

- ① 本校の評価委員の人数を4名以上6名以下とする。
- ② 本校に在籍する児童の保護者を基本とし、本校と直接関係のあるもののうちから、校長が選出する。
- ③ 校長は、評価委員を解職することができる。
- ④ 校長は、評価委員に欠員が生じた場合、新たに補充することができる。

4. 評価委員の任期・再選

- ① 任期は、当該年度末とする
- ② 再任を認める。

5. 事務局

- ① 本校に、(校長及び)教職員3名で構成される事務局を置く。
- ② 事務局は、評価委員会の庶務にあたる。

6. 報酬

評価委員は、無償とし費用弁償は行わない。

7. 守秘義務

評価委員は、任にあたり知り得た事項について、校長の求めにより守秘義務を負う。

8. 附則

この要項は、平成17年9月1日より施行する。